

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

健全化判断比率及び資金不足比率は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定され、市の財政及び公営企業の健全度を表す指標として用いられます。健全化判断比率の4指標のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合又は資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、財政の健全化に向けた計画を定めなければならない、自主的な改善努力により早期健全化を進めることが求められます。

ア 健全化判断比率

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標であり、その算定する目的、内容に応じて、一般会計、特別会計のほか、地方公共団体が加入する組合、地方公共団体が設立した法人が算定対象となります。

(ア) 実質赤字比率

一般会計の実質収支の状況について、赤字の程度を指標化したもので、実質的な赤字が市税などの財源の規模に対してどの程度の割合になるかをみるものです。

令和6年度は、歳入総額と歳出総額との差引額が1,455,473千円となり、翌年度に繰り越すべき財源79,354千円を差し引いても実質収支は黒字となったため、実質赤字は算定されませんでした。

基金の積立額、取崩し額などの要素を加味した実質単年度収支については、前年度に続き赤字となりました。これは、教育関係費の増や社会保障関係費の増による財源不足を補うため、財政調整基金から726,249千円の取崩しを行ったことなどによるものです。

実質赤字比率は算定されなかったものの、市税の減少、扶助費などの社会保障関係費の増大が予測され、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、ちた行革プランに沿った取組を推進し、持続可能で健全な財政基盤の確立を図っていくことが重要です。

実質赤字比率の推移

(単位 %)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質赤字比率	— (△8.51)	— (△6.74)	— (△7.73)
早期健全化基準	12.59	12.57	12.55
財政再生基準		20.00	

注) 実質赤字額がないため「—」で表示していますが、参考として下段に黒字額の比率を△で記載しています。

(イ) 連結実質赤字比率

一般会計に、国民健康保険事業特別会計、水道事業会計などの公営事業会計を加えた市全体の赤字の程度を指標化したもので、全体としての赤字が市税などの財源の規模に対してどの程度の割合になるかをみるものです。

令和6年度についても連結実質赤字は算定されませんでした。事業運営に多額の繰出金が不可欠となっている国民健康保険事業などの状況から、今後も連結ベースでの資金収支状況に注意を払うことが必要です。

連結実質赤字比率の推移 (単位 %)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結実質赤字比率	— (△22.87)	— (△20.52)	— (△20.69)
早期健全化基準	17.59	17.57	17.55
財政再生基準	30.00		

注) 連結実質赤字額がないため「—」で表示していますが、参考として下段に黒字額の比率を△で記載しています。

(ウ) 実質公債費比率

一般会計が負担する地方債の元利償還金、公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などを含めた実質的な公債費相当額が、市税などの財源の規模に対してどの程度の割合(過去3か年平均)になるかをみるものです。

令和6年度の実質公債費比率(4年度から6年度までの3か年平均)は3.3%と、前年度から0.4ポイント増加しました。

増の主な理由としては、交付税に算入される公債費の額が減少したことにより、公債費相当額から差し引かれる額が減少したため、公債費相当額が上昇したことなどが挙げられます。

これまで、地方債については、健全財政を念頭に、節度ある借入れに努めるとともに、普通交付税で財政措置のある事業を中心に発行してきたことから、良好な算定結果となっています。

今後の見通しとしては、下水道事業債の償還のピークが過ぎ、償還額が減少しているなど減少要因はあるものの、新庁舎建設や老朽化した公共施設の大規模改修に係る地方債の発行を予定していることから、実質公債費比率は中・長期的には上昇していくことが見込まれます。

実質公債費比率の推移 (単位 %)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質公債費比率	2.1	2.9	3.3
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

(I) 将来負担比率

実質公債費比率で用いた算定対象について、市が将来負担すべき債務（地方債残高、退職手当の負担見込額など）を算出し、財政に及ぼす負担の程度を指標化するもので、将来の負担額が市税などの財源の規模に対してどの程度の割合になるかをみるものです。

令和6年度の将来負担比率は20.0%で、前年度から0.7ポイント増加しました。これは、西知多医療厚生組合が西知多クリーンセンター建設に係る地方債を発行したことなどによるものです。

今後の見込みとしては、下水道事業債の償還が進みますが、新庁舎建設や老朽化した公共施設の大規模改修に係る地方債の発行を予定していることから、将来負担比率も中・長期的には上昇していくものと考えられます。

将来負担比率の推移 (単位 %)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	12.4	19.3	20.0
早期健全化基準	350.0		

イ 資金不足比率

水道事業など料金収入を財源として独立採算で行う公営企業の資金不足の程度を指標化したもので、資金の不足額が事業規模である料金収入の規模に対してどの程度の割合になるかをみるものです。

令和6年度は、流動資産が流動負債を上回るため、いずれの会計も資金剰余となり、資金不足比率は算定されませんでした。

資金不足比率の推移 (単位 %)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	— (△46.7)	— (△36.2)	— (△26.1)
下水道事業会計	— (△222.0)	— (△234.9)	— (△234.2)
経営健全化基準	20.0		

注) 資金不足額がないため「—」で表示していますが、参考として下段に剰余額の比率を△で記載しています。